

## 第3章 災害に強い地域づくり

### 第1節 砂防・治山施設の整備

噴火後の泥流等土砂災害の発生を防止する砂防計画・治山計画に基づき、砂防施設、治山施設を整備する。

### 第2節 防災施設の整備

#### 1 防災拠点施設の整備

2000年噴火では、西胆振消防組合本部庁舎が被災し、防災機能を果たすことができなかった。そこで、火山噴火による影響を受けにくい安全な地域に、各種防災機能を備えた防災拠点となる施設を整備する。また、広域的な避難場所となる施設やヘリポートなどを整備する。

- |              |  |
|--------------|--|
| ○地域防災拠点施設の整備 | 役所の庁舎、消防庁舎があり、災害時に各機関で構成する災害対策本部等が設置できるような防災拠点施設を整備する。<br>また、災害時だけでなくふだんから防災教育や自主防災活動の拠点となるような機能をもった施設とする。 |
| ○ヘリポートの整備    | 災害時の緊急輸送、傷病者の搬送等で使用するヘリコプターの離発着できる施設を整備する。   |
| ○広域防災避難施設の整備 | 災害時の避難施設、ヘリポート、物資の拠点となる広域防災施設の整備を検討する。   |
| ○浮体式防災基地の活用  | 臨時のヘリポートや災害時の船舶接岸のための係留施設、さらには緊急物資の保管場所の役割ができる室蘭港の浮体式防災基地の活用について検討する。                                      |

#### 2 避難のための施設整備

緊急時に避難活動が適切にできるよう一時避難場所、避難所を指定し、掲示板、避難所として必要な資機材等の整備を行う。

- |            |  |
|------------|--|
| ○一時避難場所の指定 | 自家用車等により自力で避難することができない住民等をバス等で避難させるため、一時的に住民等が集合する場所を指定する。 |
|------------|--|

- 避難場所の指定 避難時に住民が混乱しないように、自治会や地区ごとにあらかじめ避難する施設を指定する。
- 避難場所掲示板等の整備 一時避難場所、避難所に案内掲示板を設置する。設置にあたっては、国等の方針にそって多言語化や国際共通のデザインとなるようにする。
- 避難所の整備 避難所に指定した施設には避難生活を行う上で必要な設備、資機材等を整備する。
  - 整備する設備
    - ・換気設備、照明、暖房設備等（避難生活の長期化、災害時要援護者に対応する設備）
    - ・通信機器等

---

### 3 情報伝達施設等の整備

---

火山活動を監視するための施設を整備し、防災関係機関でそれらの情報が活用できるようにする。

また、噴火のおそれのある時などに、住民、観光客等に避難等の情報を伝達するため、通信機器を整備する。

- 観測・監視施設等の整備 有珠火山ではいままでに地震計や監視カメラ等の観測機器が整備されてきた。今後もさらにこれらの機器の整備を行う。また、観測・監視データは、関係市町、防災関係機関でもモニタリングできるよう端末機器を整備し情報の共有化を図る。
- 防災行政無線（固定系）の整備 防災行政無線の屋外拡声器、戸別受信機等を整備して異常現象に関する情報や避難情報を住民、観光客等に伝達できるようにする。
- 防災行政無線（移動系）の整備 災害対策本部と避難所、防災拠点施設等とを相互に通信が可能な無線を整備する。

---

### 4 交通ネットワークの整備

---

火山噴火時に交通規制等による長期的な道路の寸断に備え、避難や物資を輸送する道路を確保するため、噴火の影響を受けにくい交通ネットワークの整備を行う。

- 既存道路の整備 既存の道路の拡幅、街路灯の整備など避難路として必要な整備を行う。
- 新規道路の整備 非常時の避難路を確保するため、代替ルートの整備など、新たな道路の整備を図る。
- 海上輸送基地の整備 避難や物資輸送のために、既存港湾である伊達漁港及

び新たな漁港として虻田漁港（大磯）の整備等・室蘭港の浮体式防災基地の活用について検討する。

また、陸路が遮断された場合の湖上避難対策として、港湾施設整備（仲洞爺・壮瞥温泉地区）について検討をする。

## 第3節 より安全をめざした土地利用

### 1 災害危険区域設定と予防対策

有珠山において、特に災害発生の危険性が高い地域を災害危険区域として設定する。

災害危険区域は、有珠火山の火山現象による災害を第1次的に被り、また、立ち入る場合危険な区域であることから、次のような災害予防対策を実施する。

- 災害危険区域の周知                      防災関係機関の協力を得て、当該区域を登山者・地域住民等に対して掲示板等により周知する。
- 砂防・治山事業等の推進                後志森林管理署、胆振支庁、室蘭土木現業所及び関係市町は、砂防・治山事業その他災害予防対策を積極的に推進する。
- 災害予防対策の推進                      災害危険区域内における道路の管理者、森林の管理者、防災上重要な施設の管理者等は、当該区域の危険性の把握に努めるとともに、災害発生の未然防止のため予防対策を積極的に進める。

### 2 安全をめざした土地利用

有珠火山は、周期的に噴火が発生するという特徴があり、20～30年後に噴火した場合の影響範囲を念頭に土地利用の検討が必要である。2000年噴火は山麓噴火で終わったが、想定すべき噴火の規模は、山頂からの火砕流の発生や溶岩ドームの形成など最大の噴火である。

有珠山火山防災マップに示された災害予想区域について、北海道が策定した「2000年有珠山噴火災害復興計画基本方針」の土地利用のあり方を基本に、被害を軽減するよう土地利用区域の設定と方向性にもとづいて土地利用を進める。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号）平13道複第908号

<昭和62年設定の災害危険区域>